

＝ 第5章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



急傾斜地崩壊対策事業（広島市西区）

1 砂防等の概要

本県の地質は、風化が進んだ崩れやすい花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成され、地形も全般的に急峻な山地が多い。

このような地質や地形のため、長雨や集中豪雨があるたびに、がけ崩れや、溪流からの多量の土砂流出により、公共施設、人家及び田畑の流失・埋没等の被害を受け、また尊い人命も失っている。

このため、これらの災害を教訓とし、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、総合的な土砂災害対策の推進を行っているところである。

(1) 事業の概要

ア ハード対策

(ア) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、県民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に「砂防法」が施行された。

本県には、9,964の土石流危険溪流があるが、このうち県の整備計画に基づき、平成22年度末までに1,836溪流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(イ) 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因してすべり、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この地すべり対策として昭和33年に「地すべり等防止法」が施行された。

本県には、80の地すべり危険箇所があるが、このうち平成22年度末までに地すべり防止区域として指定済の28箇所に対し、主として集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行された。

本県には、21,943の急傾斜地崩壊危険箇所があるが、このうち平成22年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の1,991箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和60年度から実施されている。

本県には、336の雪崩危険箇所があり、4箇所が整備済みとなっている。

イ ソフト対策

土砂災害から国民の生命、身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制及び建築物の構造規制等のソフト対策を推進する目的で平成13年4月1日に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が施行された。

平成15年3月31日に、広島市において、全国初となる土砂災害警戒区域等の指定を行ったのを始め、平成22年度末までに14市3町において8,454箇所を指定している。

引き続き、この法律に基づく基礎調査や土砂災害警戒区域等の指定を行う。

また、県民の土砂災害への備えや警戒・避難に役立てるために、雨量気象情報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の情報を、インターネット及びメール通知サービス等により提供している。

ウ 直轄砂防事業

平成 13 年度から広島西部山系において、国（国土交通省）が事業を実施している。

(2) 区域の指定及び管理区分

種別	区分	指定権者	管理(監視)者	根拠法
砂防指定地		国土交通大臣	知 事	砂防法
地すべり防止区域		〃	〃	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域		知 事	〃	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
土砂災害警戒区域		〃		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
土砂災害特別警戒区域		〃	知 事	

(3) 区域の概況

(H23. 4. 1 現在)

区分 事務所 (支所)	砂 防 指 定 地				地すべり防止区域			急傾斜地崩壊危険区域			土砂災害警戒区域等							
	指 定 渓流数	指定面積 (ha)	指定延長 (km)	危 険 渓流数	指 定 箇所数	指定 面積 (ha)	危 険 箇所数	指 定 箇所数	指定面積 (ha)	危 険 箇所数	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
											警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
西 部	486	3,626.9	636.4	3,262	2	20.1	9	542	323.6	5,027	485	375	1051	1003	0	0	1,536	1,378
呉 (支所)	273	839.9	217.9	798	0	0	0	733	477.6	2,086	643	519	891	812	0	0	1,534	1,331
廿日市 (支所)	149	774.0	189.5	575	1	52.1	6	124	83.3	1,021	275	242	336	328	1	0	612	570
安芸太田 (支所)	123	1,425.6	231.4	420	3	17.0	11	53	81.2	914	388	323	557	554	0	0	945	877
東広島 (支所)	190	1,708.8	259.4	916	1	10.0	1	173	178.5	2,865	465	392	391	379	0	0	856	771
東 部	138	3,180.8	186.5	1,227	8	126.3	15	126	98.8	3,068	322	279	786	759	0	0	1,108	1,038
三 原 (支所)	243	2,275.7	345.8	1,357	3	25.8	7	186	134.2	3,638	380	300	622	609	0	0	1,002	909
北 部	127	713.6	190.5	515	1	5.1	2	31	27.4	1,300	175	164	226	223	0	0	401	387
庄 原 (支所)	111	881.4	185.0	894	9	283.1	29	23	29.0	2,024	153	139	307	303	0	0	460	442
計	1,836	15,426.8	2,442.5	9,964	28	539.5	80	1,991	1,433.6	21,943	3,286	2,733	5,167	4,970	1	0	8,454	7,703

1 渓流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

2 平成23年度事業の内容

(単位：千円)

事業名	事業種別	事業内容	予算額	
砂防事業	公共	社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金	土石流危険渓流のうち46渓流について、砂防設備の整備を行う。 災害関連対策 荒谷川(広島市,えん堤工) 災害時要援護者関連施設対策 名免羅川(東広島市,えん堤工) 重要交通網対策 安芸ヶ丘北川(広島市,えん堤工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	2,082,300
		砂防激甚災害対策特別緊急事業	庄原地区の土砂災害対策 篠堂川(庄原市,えん堤工)ほか	739,000
		計		2,821,300
	単独	通常砂防事業	荒廃の著しい渓流の小規模流路工事,他事業関連(西部丘陵都市関連,ほ場整備事業関連,工業団地関連)を重点に局所的な砂防設備の整備を行う。	299,100
		計		299,100
	合計			3,120,400
	地すべり・急傾斜地崩壊対策事業	公共	社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金	(地すべり対策) 地すべり危険箇所のうち5箇所について,防止施設の整備を行う。 渓流 女鹿平地区(廿日市市,抑制・抑止工) その他 藤江地区(福山市,抑制工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。
			(急傾斜地崩壊対策) 急傾斜地崩壊危険箇所のうち71箇所について,防止施設の整備を行う。 公共関連 筒瀬248地区(広島市,擁壁工) 一般 宮原1丁目70地区(呉市,法枠工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	2,632,000
計				2,787,000
単独		地すべり対策事業	小規模な排水工事,擁壁工事等の緊急な整備を行う。	11,000
		急傾斜地崩壊対策事業	市町施行事業に対する工事費の補助	460,560
		計		471,560
合計			3,258,560	

3 砂防等の維持管理

本県では、現在、砂防法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、平成 22 年度末までに砂防指定地 1, 836 渓流及び急傾斜地崩壊危険区域 1, 991 箇所を指定しているが、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、区域を明確にするとともに、有害行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の整備等を行っている。また、未指定地の指定の促進や推進に鋭意努力している。

また、砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても、緊急度の高いものから計画的に実施している。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修や更新等については、要望のある市町に対し事務を移譲する。

平成 23 年度砂防等維持修繕関係予算

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
砂 防 維 持 修 繕 費	維 持 補 修	砂防設備の補強・補修 除石	452,920
	公 物 管 理 等	標識・標柱設置 公物管理(境界杭等)	
急 傾 斜 維 持 修 繕 費	維 持 補 修	施設の補修 土砂の除去	187,780
	点 検 調 査	施設の点検調査	
	公 物 管 理 等	標識・標柱設置	